柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会（第４回）会議録

１．開催日時　　平成２８年７月１１日（月）１３時３０分～１４時４０分

２．開催場所　　柳泉園組合管理棟３階大会議室

３．出席委員　　荒井委員、加藤委員、黒田委員、山下委員、松川委員、森田委員　以上６名　※欠席 藤原委員

４．事 務 局　　佐藤課長、濱野係長、鳥居主査、川原主事　以上４名
支援業務受託者３名

５．会議次第

１．開会
２．議事
（1）実施方針について
（2）入札説明書について
（3）要求水準書について
（4）事業契約書（案）について
（5）その他
３．閉会

【開会】

【議事（1）実施方針について】

＜議事＞

・事務局より実施方針について説明

・参加意欲がある事業者の参加を妨げないよう、参加資格要件の文言を事務局で整理する。

【議事（2）入札説明書について】

＜議事＞

・事務局より入札説明書について説明

・基準価格について全国の類似事例を調査する。

＜主な質問・意見等＞

委員長：参加資格要件は、実施方針にあわせて修正するのか。

事務局：そうである。

副委員長：基準価格を８０％としているが、全国平均的に見てこれぐらいとか、妥

当な線と理解してよろしいのか。

委員長：基準価格に決めているケースでは８０％が多く、７５％というのもある。

委　員：基準価格を公表して、仮にそれが１００億だとすると、この金額の点数に加算されるのが８割までで、それより低くても特にそれ以上の点数の加算はなくて、これで基準価格と８割まで見ますよというと、皆さん８割で出してくるという話なのか。

委員長：競争がないと９０％とかそういう形になっていくが、例えば2社あるいは３社とか競争があれば、当然取りたいところは下げてくるので、大体８割を１つの目安に入札をしてくる。

委　員：適正な基準価格であれば、２割引くのはかなり大変なことではないか。

委員長：１社入札になるか、複数の会社が来るかによって、入札価格が違ってきている。

　１社入札になると９９．９％ぐらいであるが、複数社が来ると８割とか８割５分とかいう数字が迫ってくる。その辺がいわゆる品質を確保するための価格としては、適当なのではないかというのが、各市町村が考えているところである。全国の事例もあるから、調べておいたほうがよいと思う。

【議事（3）要求水準書について】

＜議事＞

・事務局より要求水準書について説明

＜主な質問・意見等＞

委　員：エレベーターとか点検、空調関係、消防用設備等で削ったところがあると思うが、その下の番号が繰り上がるのが直っていないので、そこを直していただきたい。

委員長：「特定部品のリスト」というのが出てくるが、意外と調達期間がかかってしまうので、故障したら手配するのでは間に合わないと考える。計画的に保全をやっていかないといけないので、その辺はメーカーによく指示をして、計画的な保全をやれということを言わなければいけないという気がする。

【議事（4）事業契約書（案）について】

＜議事＞

・事務局より事業契約書（案）について説明

・停止基準値についての条文で「発注者が運転管理を実施しているときは、直ちに運転停止を要請しなければならない。」との一文を削除する。

＜主な質問・意見等＞

委員長：停止基準値において、「計測または検査の結果が停止基準値の１項目でも上回った場合、事業者は直ちに発注者に報告するとともに、速やかに焼却施設の全部または一部を運転停止しなければならない。」とあり、これはよいが、「発注者が運転管理を実施しているときは直ちに運転停止を要請しなければならない。」とあるが、その場合、受託者が発注者に対して停止してくれという要請をするのか。

事務局：直営で運転する場合は柳泉組合側のほうで、柳泉組合が定めた規定にのっとり停めることになるため、受託者が要請することはないと考える。

委員長：そうすると、この一文は要らないということになる。

　委託費の見直しとして、「発注者及び事業者は社会経済状況の変化に応じて、固定費及び変動費の見直しを実施できるものとし、詳細については、別紙５に定めるとおりとする。」とあり、物価の変動があった場合については固定費と変動費を見直すよという記載がある。一応価格は入札で決めるけれども、物価変動があった場合については少し見直す可能性もゼロではないということだが、その都度、協議するということでよいのか。

事務局：　そのとおりである。

副委員長：支給材料及び貸与品の中の支給材料で、発注者が事業者に別途示す予備品、消耗品リストによるものとあるが、この支給材料というのは、契約当初に１回だけ支給するのか、それとも足りなくなったら、追加で支給をするものなのか。

事務局：契約後、組合にあるものについては支給する。ただし、通常オーバーホールを行っていく、あるいは大規模補修を行っていく上で、本来、事業者が設定して自分たちが持ってこなければならないものについて、前もって予備品

として買い与える考えは持っていない。

委員長：その辺は、明記したほうがよいのではないか。

委員長：最近の契約書で特徴的なのは、ペナルティーというのをつけるというものがあるが、ペナルティーのことはどこに書いてあるのか。

事務局：４５条の停止基準の部分に停止基準を超えて一部運転が停止された場合、固定費を１０％減額するというふうに記載している。４６条においても、性能未達の場合の措置について、記載されている。

副委員長：ごみの運搬は、柳泉園組合がやっているのか。各市で行っているのか。

事務局：収集運搬は関係３市が行っているが、焼却灰については、最終処分場までは柳泉園組合が担当している。

副委員長：運送費も受託者が持ちなさいという規定になっているときに、受託者が各市と契約関係がない中で、どうやって各市に支払うのか、その辺が見えにくいため、整理しておく必要があると思う。

事務局：わかりました。

委　員：第４２条の第７節に検査モニタリングとあるが、この契約書の条項を読む限りは、モニタリングについては発注者のみがやるように読み取れてしまうが、その確認をお願いしたい。こういう契約の中では例えば、第三者とか外部評価のモニタリングについては、ないことが普通である。

委員長：一般的にモニタリングといった場合、もともとこういうＰＦＩ事業であると、銀行が融資をして銀行がモニタリングをやるというケースが多かったが、今回のケースは別に融資を受けるものではないため、柳泉園組合の事務局がモニタリングをやればよいということになるかと思う。そのときに第三者を入れるということで、外部機関にお願いをして、モニタリング委員会みたいなのを作ってやっているケースもあるので、それは今後考えていけばよいのかなと思う。

委　員：契約書のほうにも、モニタリングは契約後に定めるとある。

委員長：セルフモニタリングといって、事業者みずからやるモニタリングがある。

　提案を受けると会計事務所にお願いをするとか弁護士事務所にお願いするとかという形で、外の人間を入れてセルフモニタリングをやりますという提案をしてくるケースもある。

【議事（5）その他】

＜議事＞

・事務局より第５回委員会の開催日について連絡

・実施方針の参加資格要件の一部変更箇所については、修正案をメールで各委員に送付し意見を求め、それを踏まえ委員長と事務局で決定する。

・第５回委員会は平成２９年１月２３日（月）の１３：３０からとする。

＜主な質問・意見等＞

事務局：実施方針の中の参加資格要件の一部変更についてだが、先ほど文言を考えてメールでという話があったが、そのために委員会を開いたほうがよいか。

委員長：メールでという意見が多いので、でき上がった段階で各委員にメールで意見を求め、それを委員会の開催にかえるということでどうか。

事務局：そのように対応させていただく。

委　員：全員協議会に出したものは、修正後の資料なのか、修正前の資料なのか。

事務局：一部直っているものと直っていないものがある。

委　員：提案のあった分も含めて修正をしたということで、議会か何かで報告するのか。

事務局：次の議会のときに資料という形で、提出させていただく。

委員長：参加資格要件については、事務局で案を作ってメールで各委員に意見を求める。

最終的には、委員長一任という形で事務局と最終案を決定させてもらう。

皆さんの意見を反映させた形で作るので、よろしくお願いする。

【閉会】